

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会 第3回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和5年8月10日(木)午後3時00分～午後6時40分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、重黒木、中川

使用者代表委員 河野、酒匂、野口

事 務 局 吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第3回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、9名の委員全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いいたします。

また、当専門部会の開催について公示を行いました。傍聴の申し込みが無かったことをご報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行を部会長にお願いします。

【森部部会長】

皆様よろしく申し上げます。

それでは、全国の結審状況について、8月8日の第2回専門部会で事務局から説明があったところですが、その後あらたに判明したことがあれば報告をお願いします。

【賃金室長】

別途配付した審議状況の資料をご覧ください。

たった今、メールで入った情報としては、青森が、今日結審いたしまして、45円引き上げ898円で結審したということでございます。

それ以外のところでは、鳥取が目安プラス7円、46円引き上げの900円で答申しております。

九州管内では、まだ、決まったものではありませんが、情報によると、鹿児島が午前中に44円引き上げの897円で専門部会が結審して、午後から本審があると聞いております。

その他の情報は、資料に記載のとおりでございます。

大分も午前中の状況では審議中で、決まっていないという状況でございます。もし、皆さままで情報があれば教えていただきたいと思います。

説明は以上です。

【森部部会長】

ただいまの説明について、何かご質問等ございましたら発言をお願いいたします。

【中川委員】

労側の情報では、大分は45円引き上げ899円で決まったという話です。

【森部部長】

それでは、他にこの件につきまして、何かございますでしょうか。

(意見なし)

【森部部長】

それでは、審議に入る前に、前回酒匂委員から質問がありました「年収の壁の問題に係る労働時間調整に対する国へ支援要望が中央の答申に盛り込まれていない理由」に関し、事務局の方から説明があればお願いします。

【賃金室長】

厚生労働省に照会しましたところ、たった今、メールで回答がありましたので、読み上げさせていただきます。

「公益委員見解における政府に対する要望は、円滑な最低賃金の引上げに向けての要望事項が列挙されているものと承知している。公益委員からは収入の壁に関する具体的な見直し要望がなされなかったが、収入の壁の問題は最低賃金が引き上がった後の問題であることや、令和5年全員協議会報告においても、『税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではない』とされていることも踏まえたものと考えられる。」

という回答がございました。

説明は以上です。

【森部部長】

ただいまの説明について、ご質問などありましたら発言をお願いします。

酒匂委員よろしいでしょうか。

【酒匂委員】

はい。口頭だったので聞き取れなかったところもあるので、後で、メール内容を再度いただければと思います。

【賃金室長】

はい。後で差し上げます。

【野口委員】

少しよろしいでしょうか。参考までに、ネットの情報なのですが、たまたま来る前に見ていましたら、これはJNNニュースのネットニュースなのですが、「岸田総理が今日、企業を訪問した際に、いわゆる年収の壁の解消に向けた企業への助成措置について、岸田総理は、新しい最低賃金制度の導入に併せ、10月から適用できるように調整していることと明らかにしました。」という

発言があったことがネットニュースでありましたので、全然関係ない話ではなく、十分関係あるのではないかと思います。

【橋口委員】

厚生労働省の見解はそういうものでしょうけれども、地方の最低賃金審議会としては、この件を要望するということは盛り込んでいけるわけですから、また、後の議論なるかもしれませんけど、十分に考慮しているのではないのでしょうか。

【森部部会長】

他に何かございますでしょうか。

(意見なし)

【森部部会長】

それでは、金額審議に入ります。

前回の部会で金額審議が行われました。

労側は 900 円。47 円引き上げ。

使側は 887 円。34 円引き上げ。

という提示でした。

本日の時点で、あらためて、労側、使側のそれぞれから金額提示を含んだお考えを伺いたいと思います。

全体会議で進めていくか。それとも個別協議で進めていくか。いかがでしょうか。

【中川委員】

個別協議でお願いいたします。

【森部部会長】

それでは、労使ともに個別協議でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、個別協議を行いたいと思います。

それでは労側からよろしいでしょうか。

(使側委員を控室へ案内)

< 1 回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内)

(使側委員を呼び込み)

< 1 回目の公使個別協議開始 >

(使側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(労側委員を呼び込み)

< 2 回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(使側委員を呼び込み)

< 2 回目の公使個別協議開始 >

(使側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(使側委員を呼び込み)

< 3 回目の公使個別協議開始 >

(使側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(労側委員を呼び込み)

< 3 回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 4 回目の公使個別協議開始 >

(使側委員を控室へ案内)

< 休憩 >

(労側委員を呼び込み)

< 4 回目の公労個別協議開始 >

(労側委員を控室へ案内)

< 労使それぞれで協議 >

(労側委員を呼び込み)

< 5 回目の公労個別協議開始 >

(使側委員を呼び込み)

< 全体協議の再開 >

【森部部会長】

前回の専門部会での審議とただいまの労使双方からの意見を踏まえて、公益委員の見解をお示しし、採決により結論を出すということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、公益見解をとりまとめますので、その間、労使の委員の皆様は別室にて待機いただきたいと思います。

< 公益委員協議 >

(労使各側委員を呼び込み)

< 全体協議の再開 >

【森部部会長】

それでは公益見解をお示しいたします。皆様のお手元にあるになる別紙「公益委員見解(案)」を見ながら説明させていただきます。

公益見解としましては、別紙の前段に書いてありますように、本日まで3回に亘って部会を開き審議を行ってきました。

労側の主張としましては、1に記載してまとめております。長くなりますので、読み上げは割愛させていただきます。

使側の主張としましては、2に記載してまとめております。

この労使各側からの主張を基に3回に亘って審議をまいりました。

審議の結果、公益見解としては、3に記載しております。前段は、中央最低審議会の話になりますので、割愛させていただきます。このような議論を基に地方最低賃金審議会として専門部会で議論した結果、別紙の3の「加えて」以降に記載しております。

目安に関する公益委員見解をまとめるに当たり、目安額について様々な資料に基づき公労使で真摯な議論が行われたところであり、この議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、公労使による真摯な議論が行われることの期待や中央最低賃金審議会の報告についても参考にしつつ、公労使による真摯な議論を要望すること等が望まれています。

これらの点を踏まえつつ、以下について検証しました。

1つ目は、雇用失業情勢についてです。こちらについては(1)に記載のとおりまとめております。

2つ目は、賃金改定状況についてです。こちらも(2)に記載のとおり、賃金改定状況調査結果第4表にあるように、宮崎県が含まれるCランクの賃金上昇率は2.7%と、過去最高の数値となっていること。

3つ目は、消費者物価指数の上昇についても、議論をしました。(3)に記載しているように、実質賃金が15か月連続で低下していること。さらに、電気・ガス等の光熱費の消費者負担を軽減するための緩和対策事業が終了することも勘案する必要があること。

4つ目は、労働力の確保についてです。(4)記載のとおり、当県が属するCランクの目安額は39円であり、Aランクの41円及びBランクの40円と比較すると2円乃至1円低くなっています。現時点においてA Bランクの都道府県の多くが目安どおりの改定を予定しており、当県が目安どおりの改定となれば、額差のさらなる拡大が生じ、これにより当県から他県への人材流出が懸念されます。

このようなことを総合的に勘案した結果、令和5年度宮崎県最低賃金については、現行の853円から44円引上げて、897円とし、発行日は法定どおりとすることが妥当であると考えました。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識であります。中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないことなどによる先行きへの不安や懸念を抱えております。

したがって、業務改善助成金等各種助成金の積極的な活用や実効性のある価格転嫁対策を徹底し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、政府による支援の一層の強化が必要であることを申し添えたいと思います。

以上が公益見解として示したいと思います。

【森部部長】

この公益委員見解につきまして、専門部会報告をとりまとめることについて、採決をしたいと思っております。

採決は、「反対」「賛成」の順に行います。

それでは、公益見解に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 3人)

次に、公益見解に「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 5人)

ありがとうございます。

【森部部会長】

採決の結果、公益見解は賛成多数により採択されましたので、専門部会報告をまとめ、審議会会長あてに報告したいと思います。

ありがとうございました。

【森部部会長】

続きまして、これまでの審議において、ご意見のあった「付帯決議」について、ご検討いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

本日の付帯決議案の資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

付帯決議につきましては、令和3年以降、部会報告及び答申文に盛り込んでおります。今年度の付帯決議については、昨年度のものを参考に、これまでの審議の中で、委員の皆さんからの発言を踏まえて作成しております。

前段につきましては、昨年度はコロナのことが強調されておりましたが、ここは削除いたしまして、資源高、物価高騰、価格転嫁の問題を入れ込んでおります。

各項目については、4項目を挙げております。1及び2項目の中小企業の支援のところも、同じくコロナのところを割愛して、原材料費等の高騰の影響を入れ込んでおります。

3項目は、昨年度と変わっておりません。

4項目は、前回の部会でご意見をいただきました「年収の壁」問題について言及しております。

以上が付帯決議の案となりますが、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いします。

【森部部会長】

公益委員としましては、今年度の金額改定審議におきまして、物価高による影響を受けている中での審議となりました。また、目安額が過去最大のものとなったことで、労使双方において、議論が困難を極めたと思います。

その上で、この公益委員案による「付帯決議案」も内容は公・労・使がともに困難の先を見据え、ともに協力していくことを目指した決議であると考えております。

従いまして、この付帯決議の採決にあたっては、最低賃金審議会の本審に向けて、専門部会の委員の全員が一致して明確な意思を表明する、という趣旨でお臨みいただきたいと思います。

なお、付帯決議の内容は、先ほどの採決の結果とともに審議会会長あて専門部会として報告したいと思います。

この付帯決議案について、何かご質問などはありませんでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

ありがとうございます。

それでは、付帯決議案の採決に移りたいと思います。

採決は、「反対」「賛成」の順に行います。
それでは、付帯決議に「反対」の委員は、挙手をお願いします。
(挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。
(挙手 8人)

【森部部会長】

採決の結果、付帯決議案は全会一致により決議されましたので、先ほどの採決の結果と一緒に、審議会会長あてに専門部会として報告したいと思います。

なお、第1回専門部会で確認しましたとおり、最低賃金と生活保護費の比較については、令和3年10月6日発効の宮崎県最低賃金(時間額821円)は令和3年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを付記したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

ありがとうございます。
了解いただきましたので、その方向で報告案を作成したいと思います。
しばらく(5分程度)休憩とします。

<事務局で報告案を作成、各委員へ配付>

【森部部会長】

それでは、再開したいと思います。
ただいま事務局より配付していただきました「宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書」について、まずはご確認ください。少し時間を取りますので、黙読してご確認ください。

<各委員報告書案を黙読、確認>

【森部部会長】

それでは、ただいまの専門部会報告を本審に報告することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

ありがとうございます。
了解いただきましたので、このあと開催される宮崎地方最低賃金審議会へ報告することとし、専門部会は終了いたします。

【森部部会長】

本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。

本日の議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いいたします。

また、本日の議事録については、公・労あるいは公・使の個別協議及び採決については、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、非公開とし、公・労・使の三者が揃った審議については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、専門部会を終了します。お疲れ様でした。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
